

厚木市乳児等通園支援事業者の認可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）について、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）及び厚木市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年厚木市条例第18号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業者の認可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の認可)

第2条 法第34条の15第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乳児等通園支援事業認可申請書に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業の認可をするものとする。

3 市長は、前項の規定により当該事業を認可したときは、乳児等通園支援事業認可通知書によりその旨を当該申請者に通知する。

(変更の届出等)

第3条 乳児等通園支援事業者（法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた者をいう。以下同じ。）が、施行規則第36条の36第1項第1号、第2号、第3号、第2項第3号に掲げる事項に変更があったときは、同条第3項及び第4項の規定に基づき、当該変更に係る事項について乳児等通園支援事業者認可変更届出書及び変更が生じる内容がわかる書類を、市長に申請しなければならない。

2 前項の届出であって、乳児等通園支援事業を行う者に係る管理者若しくは役員の変更を伴うものは、誓約書を添付するものとする。

(認可の通知等)

第4条 市長は、法第34条の15第2項の規定に基づく認可をしたとき、又は施行規則第36条の36第1項第1号、第2号、第3号、第2項第3号に掲げる事項に変更があったときは、乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書を申請者又は乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

(認可の廃止又は休止)

第5条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の15第7項の規定による認定の廃止又は休止をするときは、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書を市長に提出しなければならない。

(実施方法)

第6条 乳児等通園支援事業の実施方法は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 こども一人における1か月あたりの利用可能時間は10時間を上限とする。

(受入開始)

第7条 乳児等通園支援事業におけるこども受入開始は、令和8年4月1日以降とする。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行する。